

① 件名																				
石巻市図書館（分館を除く。）の開館時間・休館日の変更について																				
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																				
<p>【背景】 近年、少子高齢化、情報化の急激な進展や市民生活の変化に伴い、図書館を取り巻く環境は大きく変化し、市民のニーズも多様化してきている。 このことから、石巻市図書館（分館を除く。）の開館時間・休館日（以下「開館時間等」という。）を検討するため、10月1日から開館時間等を変更し試行するとともに、アンケート調査を実施してきた。</p> <p>【目的】 市民に対し、より良い読書環境を提供するため、石巻市図書館（分館を除く。）の開館時間等を変更し、利便性の向上と利用促進を図る。</p>																				
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																				
<p>【根拠法令】 石巻市図書館条例（平成17年石巻市条例第99号） 石巻市図書館条例施行規則（平成18年石巻市教育委員会規則第4号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p>																				
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																				
<p>1 平成27年10月1日から12月31日までの3か月間、試行を行っている。</p> <p>2 10月1日から11月10日までアンケート調査を行った。</p> <p>【結果】 図書館利用者は、開館時間等の変更（試行のとおり）を望む者が多い結果となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間について <ul style="list-style-type: none"> 「試行のとおり」とする回答が356人、70.36% 「現行のとおり」とする回答が150人、29.64% ・休館日について <ul style="list-style-type: none"> 「試行のとおり」とする回答が377人、74.51% 「現行のとおり」とする回答が129人、25.49% <p>3 12月24日開催の教育委員会定例会に、石巻市図書館条例施行規則の一部改正を附議</p>																				
⑤ 主な内容																				
<p>1 開館時間等の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から実施する。なお、平成28年3月31日まで試行を継続する。 <p>2 変更内容（現在試行中の内容と同じ。）</p> <p>(1) 開館時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">項目</th> <th style="width: 33%;">変更後</th> <th style="width: 33%;">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>火・木・金曜日</td> <td>午前10時から午後6時まで</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>水曜日</td> <td>午前10時から午後7時まで</td> <td>午前9時から午後7時まで</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>午前10時から午後6時まで</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td>午前10時から午後5時まで</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>			項目	変更後	現行	月曜日	—	午前9時から午後5時まで	火・木・金曜日	午前10時から午後6時まで	午前9時から午後5時まで	水曜日	午前10時から午後7時まで	午前9時から午後7時まで	土曜日	午前10時から午後6時まで	午前9時から午後4時まで	日曜日	午前10時から午後5時まで	午前9時から午後4時まで
項目	変更後	現行																		
月曜日	—	午前9時から午後5時まで																		
火・木・金曜日	午前10時から午後6時まで	午前9時から午後5時まで																		
水曜日	午前10時から午後7時まで	午前9時から午後7時まで																		
土曜日	午前10時から午後6時まで	午前9時から午後4時まで																		
日曜日	午前10時から午後5時まで	午前9時から午後4時まで																		

(2) 休館日

変更後	現 行
月曜日	月曜日（第2日曜日の翌日は開館）
—	第2日曜日
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

1 実施した場合の効果

開館時間を1時間繰下げることにより、働く世代や子育て世代にとっては、利用しやすい環境となり、特に、土・日曜日の利用が促進され、より良い読書環境の提供が図られる。

2 職員の勤務体制

一般職員・嘱託司書・臨時職員

項 目	変更後	現 行
通常勤務	午前9時30分～午後6時	午前8時30分～午後5時
遅番勤務	午前10時～午後6時30分	午前8時45分～午後5時15分
遅番勤務（水曜日）	午前11時～午後7時30分	午前11時～午後7時30分

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内市立図書館の開館時間

午前9時から午後5時まで	石巻市
	多賀城市
	登米市
	白石市
午前9時から午後6時まで	名取市
	大崎市
午前9時から午後7時まで	気仙沼市
	東松島市
午前10時から午後6時まで	塩釜市
	角田市
	栗原市
	岩沼市
午前10時から午後7時まで	岩沼市

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

- ・周知（市報・ホームページ・報道機関・来館者へのチラシ配布）
- ・改正後の規則の施行年月日：平成28年4月1日

⑨ その他